

## 税務課からのお知らせ

### 軽自動車税の減免

次の軽自動車などについては、申請すると軽自動車税が減免されます。

#### ①心身などに障がいのある方が所有する軽自動車など

##### 本人運転の場合

**必要なもの** 運転免許証・車検証・身体障害者手帳など・個人番号の分かる書類

※車両が変更になると再申請が必要。

##### 家族運転の場合

**必要なもの** 運転免許証・車検証・身体障害者手帳・通院証明など・個人番号の分かる書類

※毎年申請が必要。

#### ②心身などに障がいのある方（18歳未満の方または療育手帳などの該当者）の家族が所有する軽自動車など

**必要なもの** 家族運転の場合と同様。

※①②いずれの場合も障がい区分・級別の一定の条件を満たす場合で1台のみ減免となります。障がいの等級によっては、減免の対象にならない場合がありますので、事前に問い合わせください。

#### ③身体障がい者などの利用のために構造が変更された軽自動車など（車いす移動車など）

**必要なもの** 車検証・構造が確認できる写真など・個人番号の分かる書類

※令和8年度の減免申請期限は6月1日(月)です。期限以降は受け付けできませんので注意してください。

### 軽自動車税 継続検査用(車検用)納税証明書

軽自動車納付確認システム(軽JNKS)が導入され、軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を軽自動車検査協会がオンライン上で確認できるようになったため、軽自動車の継続検査(車検)において納税証明書の提示が原則不要となりました。このことにより、令和8年度から、軽自動車税納税通知書の右端に添付されていた「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」を廃止します。

ただし、納付時期や納付方法によっては納付状況を確認できない可能性があるため、次のような場合は税務課(本館2階)・各支所(川島・山川・美郷)窓口で証明書を申請してください(交付無料ですが、領収書など納付を確認できる書類の提示が必要です)。

#### ●車検を受ける日が

- 金融機関やコンビニの窓口で、現金で納付して2週間以内
- 地方税お支払いサイト(クレジットカード納付)や、スマホ決済アプリで納付して1カ月以内
- 中古車を購入して1カ月以内
- 他の市町村へ引越して1カ月以内

#### ●対象車両に過去の未納がある場合

(※来庁時に未納分を納付してください)

問い合わせ | 税務課  
☎ 22-2215 FAX 22-2247

## 建築営繕室からのお知らせ

### 木造住宅耐震化促進事業

#### (1) 耐震診断(無料)

大規模な地震に対して、どの程度の安全性があるかを評点により判定します。(評点1.0以上が耐震性能あり)

#### (2) 耐震改修支援事業

本格的な耐震改修(評点を1.0以上に改善)を行う費用を補助します。

**補助金の額** 対象工事費の4/5 上限額:210万円  
※補助上限額を引き上げています。(令和8年度まで)

#### (3) 耐震改修利子補給事業(令和8年度まで)

高齢者がリバースモーゲージを活用して耐震改修を行う際に、借入資金の利子などを補給します。

**利子補給の額** 100,000円(上限)/年

**利子補給期間** 15年以内

※「リバースモーゲージ」…土地建物を担保に資金を借り入れし、月々の返済は借入額に対する利子分のみ。借入人の死亡時に不動産を売却して元金を返済する仕組み。

#### (4) 耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルター(徳島県認定品)または耐震ベッドの設置費用を補助します。

**補助金の額** 対象工事費の4/5

上限額:80万円(耐震ベッド 上限額:40万円)  
感震ブレーカーを設置する場合、10万円を限度に上乗せ

#### ★(1)～(4)の対象となる住宅条件

- 市内の木造住宅で、平成12年5月31日以前に着工されたもの
- 在来軸組構法、伝統構法および枠組壁工法によるもの(木質プレハブ工法は除く)
- 3階建て以下の建物(併用住宅、共同住宅、長屋、借家、空き家を含む)
- 現在居住または居住予定のもの

#### 【減災化事業(家具固定など)】

#### (5) 相談員派遣事業(無料)

相談員を派遣し、寝室やリビングなどに設置されている家具の確認や通路および玄関の安全性を確認し、危険箇所や家具の固定方法などの提案を行います。

#### (6) 減災化対策支援事業

相談員派遣事業で指摘した危険箇所に対し、家具の固定や配置の工夫などの措置を行い、屋内の安全性を向上させます。

**補助金の額** 対象工事費の4/5 上限額:20,000円  
感震ブレーカーを設置する場合、10万円を限度に上乗せ

#### (5)(6)の対象となる住宅の条件

次のいずれかに該当する世帯が現在居住している住宅(非木造住宅を含む)

- 65歳以上の高齢単身世帯や高齢夫婦世帯など
- 要介護または要支援の認定を受けている方がいる世帯
- 障がい者の方がいる世帯(障害者手帳所有者)

### 危険ブロック塀等安全対策支援事業

避難路に面する危険ブロック塀などの撤去や軽量のフェンスなどへの建て替えに対する費用を補助します。

#### (1) 危険ブロック塀等撤去支援事業

**補助金の額** 対象工事費の2/3および基準額(1mあたり6,000円)の2/3 上限額:13万3千円

#### (2) フェンス等設置工事支援事業

**補助金の額** 対象工事費の2/3および基準額(1mあたりパネルおよび格子状などの場合は24,000円、ネット状などの場合は14,000円)の2/3 上限額:26万7千円

### 移住促進空き家リノベーション支援事業

市外からの移住者(移住予定者)が、本市の空き家バンクに登録された空き家を購入、または賃借した場合、その空き家を居住目的でリノベーションする工事に対する費用を補助します。

**補助金の額** 対象工事費の2/3 上限額:320万円

### 老朽危険空き家等除却支援事業

地震などの災害時に倒壊した場合、避難路に影響を及ぼすおそれのある老朽化し危険な空き家などの除却(解体工事)に対する費用を補助します。

**補助金の額** 対象工事費の4/5 上限額:80万円

#### 各事業の申し込みについて

先着順により枠が埋まり次第終了となります。ただし、キャンセル待ちや次年度以降の実施に関する相談は受け付けますので問い合わせください。※危険ブロック塀等安全対策支援事業および老朽危険空き家等除去支援事業補助金を申し込むには先に事前調査(職員による現地調査など)が必要です。事前調査の申し込みは随時受付していますが、実施期間が決まっており時間がかかりますので、早めに申し込みください。※各事業の詳細については、下記担当まで問い合わせください。

問い合わせ | 建築営繕室  
☎ 22-2224 FAX 22-2246

## まちづくりプロジェクト応援事業 応募団体(個人)の募集

持続的な地域の活性化および賑わいの創出につながる新たな取り組みを応援するため、市内で居住する方などで構成される団体または個人が提案するまちづくりに関する事業やイベントを募集します。採択された事業やイベントについては、実現に向けて市でガバメントクラウドファンディング®を実施し、集まった寄付金を翌年度に補助金として団体(個人)に交付します。

**応募期間** 5月29日(金)まで

応募資格や提出書類などの詳細は、市ホームページを確認してください。

#### ●昨年度採択事業



問い合わせ | 商工観光課  
☎ 22-2226 FAX 22-2237

